

令和8年第1回

長崎市国民健康保険運営協議会会議録

長崎市市民健康部
国民健康保険課

令和8年第1回 長崎市国民健康保険運営協議会会議録

1 日 時 令和8年2月16日（月） 19:00～

2 場 所 長崎市役所5階 第2委員会室及びオンライン会議

3 出席者（委員16名のうち4名はオンライン出席）

被保険者代表委員 森山 伸兒・濱口 淳二・中島 卓・藤中 百合枝
江下 素子

保険医療機関等代表委員 橋本 清・奥平 定之・渡邊 知英・下坂 健
水野 和美

公益代表委員 大久保 一哉・杉本 安彦・橋元 文・澤勢 みずき
平 たけし・三輪 加奈

※ 下線はオンライン出席委員

4 欠席者（委員5名）

被保険者代表委員 清島 豊・中村 泰輔

保健医療機関等代表委員 阿保 貴章・岩永 正憲

公益代表委員 田中 隆徳

5 次 第

（1）審議事項

①令和7年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について

②令和8年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算（案）について

（2）報告事項

①令和7年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

②今後予定されている制度改正について

6 経過及び結果

審議に先立ち、出席委員の報告がなされ、運営協議会会議録署名人の指名（中島 卓委員、江下 素子 委員）が行われた。

（1）審議事項

①令和7年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算（案）について
（事務局説明要旨）

審議事項の1つ目だが、これは、間もなく開会する令和8年2月市議会定例会へ提案予定の、今年度予算の増額補正についてである。

まずは、今年度予算のうち、直営診療施設の関係予算を除く事業勘定から説明する。「歳出」において、第5款「基金積立金」補正額12万円を増額補正し、「歳入」において、その財源として、第5款「財産収入」にその同額を増額補正する。

まず「2 歳出」、第5款 第1項 第1目「国民健康保険財政調整基金」、補正額12万円について説明する。

「1 概要」について、基金を預託することで発生する運用収益については、年度末に当該基金に積み立てることとしており、今回、令和6年度の決算剰余金を積み立てたことなどにより基金残高が増加し、運用収益が当初の見込みを上回る予定であることから予算を増額するものである。

また、基金の状況については、「2 事業概要」を参照いただきたい。

「3 財源内訳」について、この財源は全て、次で説明する積立金の利子である。次に歳入予算の詳細を説明する。

国民健康保険財政調整基金積立金の補正に係る財源として、第5款 第1項 第1目の「国民健康保険財政調整基金積立金利子」12万円を計上している。

これは、基金を預託することで発生した運用収益で、これをそのまま基金に積み立てるものである。

【質疑】 なし

②令和8年度長崎市国民健康保険事業特別会計予算（案）について （事務局説明要旨）

審議事項の2つ目だが、これは来年度、令和8年度の長崎市国民健康保険事業特別会計の予算案について、先ほどと同じく令和8年2月市議会定例会に提案するものである。

国民健康保険事業の特別会計には、医療保険事業を行なうための事業勘定予算と、国民健康保険直営診療所を運営するための直営診療施設勘定予算の2つがあるが、まずは事業勘定に係る予算について説明する。

事業勘定予算の総括表について、令和8年度は歳入・歳出ともに同額の484億6,055万4千円を計上しており、令和7年度当初予算と比較して、15億6,857万円の減、率にして3.1%の減となっている。

まずは「歳出」、第2款「保険給付費」において、令和7年度当初予算と比較して、11億8,791万3千円の減となっている。

これは、被保険者数の減少により、相対的に医療費全体が減少していることによる

ものである。

一方、「歳入」のその対前年度と比べての減少分は、主に歳出の保険給付費に連動してその財源となる第4款「県支出金」が減少していることなどによるものである。

次に、当初予算を円グラフにしているが、歳入の約4分の3を県支出金が占めている。一方、歳出においては、保険給付費が約4分の3、そして、国民健康保険事業費納付金が残り4分の1のほぼ全てを占めている。

このような財政の体系になっているのは、平成30年度から始まった国保の都道府県単位化という一種の広域事務取扱の制度によるもので、この制度では市町村が負担する保険給付費のほぼ全てを都道府県が賄い、代わりに市町村は都道府県に対して国民健康保険事業費納付金を納めることとなっている。なお、都道府県は、各市町村から徴収したこの納付金と、国から交付される各種交付金・補助金とを合わせて、県支出金の財源としている。

次に、「3 国民健康保険事業における補助金等の流れ」について、補助金の流れを図示したもの、種類ごとの金額等を記載しているため参照いただきたい。

次に、「4 国民健康保険の諸状況」について、まず「(1) 国民健康保険の加入状況」だが、人口減少や、高齢化に伴う後期高齢者医療制度への移行などの影響により、被保険者数は年々減少傾向にあり、令和8年度は7万1,403人を見込んでいる。

長崎市国保の大きな特徴の1つとして、被保険者のうち、前期高齢者の占める割合が約半数となっているという点がある。なお、中核市で見ると、令和6年度末時点で、長崎市の前期高齢者の占める割合は、中核市62市のうち9番目に高い状況である。

次に「(2) 医療費の動向」だが、令和7年度の医療費総額は前年度比で3.04%の減、一方、1人当たり医療費は前年度比で2.4%の増を見込んでいる。

医療費総額については、被保険者数の減少とともに少しずつ減少している一方、1人当たりの医療費は、高齢化・医療の高度化など様々な要因で、右肩上がりに増加の一途をたどっている。

次に「(3) 課税の状況」と、「(4) 収納率の動向」だが、1人あたり調定額は、令和4年度及び令和5年度の税率改定により令和3年度以前と比べ増加しており、令和7年度は10万2,317円の調定額を見込んでいる。

収納率は、令和5年度をピークに少し下がっており、令和7年度の現年課税分は93.18%の収納率を見込んでいる。

続いて「(5) 税率等の状況」である。令和8年度については、令和6年度及び令和7年度と同様、基礎分、後期高齢者支援金等分及び介護納付金分については税率を改定せず据置く。また、子ども・子育て支援金制度の開始に伴い、令和8年度からは、子ども・子育て支援納付金分が加わる。

子ども・子育て支援納付金分においては、18歳未満被保険者の均等割を全額軽減し、

その軽減分を18歳以上被保険者で負担する「18歳以上均等割」が新設される。

令和8年度における子ども・子育て支援納付金分の保険税率は長崎県が算定した標準保険料（税）率を用いることとなり、具体的な税率等については、現在検討中である。

なお、この子ども・子育て支援金制度に伴う保険税の賦課徴収については、のちほど説明する。

次に、課税限度額について、昨年度に引き続き、令和8年度も基礎分を「引き上げる」旨の方針が国から示されており、加えて、子ども・子育て支援納付金分についても課税限度額が設定される。こちらも、詳しくはのちほど説明する。

次に「(6) 国民健康保険事業の財政状況」について、国保の都道府県単位化制度が始まった平成30年度以降、令和3年度まで単年度マイナス収支が続いており、その間、赤字分を補填するために国保財政調整基金を活用してきたが、その基金もいよいよ底をついたため、令和4年度及び令和5年度に税率を改定している。税率改定の実施等により、「⑨単年度収支」だが、令和4年度から6年度までは黒字に転じている。今年度以降再び赤字になっているが、これは、現時点において、「①の歳入総額」と「⑤の歳出総額」を予算と同じく同額としているため、単純な収支差し引きがゼロとなってしまうことから、ルール計算上赤字となっているものである。

続いて、「5 令和8年度の予算説明資料」を、令和7年度当初予算との比較で記載しているが、主な事項のみ説明する。

まずは、歳入の「第1款 国民健康保険税」について、令和8年度は75億1,453万6千円で、前年度比4,592万9千円の減となっている。

これは、被保険者数が前年度比で4,106人、率にして5.44%減少するという見込みに伴い減少するものである。

次に「第4款 県支出金」だが、令和8年度は368億3,986万1千円で、前年度比で13億3,821万8千円の減となっている。

減の主なものとして、「ア 普通交付金」が前年度比で11億8,402万6千円の減となっている。この普通交付金は、歳出の「第2款 保険給付費」の支出額に相当する額を賄うため県から交付される交付金である。

被保険者数の減少に伴い、医療費全体も減少しているので、その保険者負担分である保険給付費も連動して減少し、結果的にその財源に充てる普通交付金も減少することになる。

続いて、「第6款 繰入金」だが、令和8年度は39億2,458万5千円で、前年度比で2億2,575万8千円の減となっている。

減となった主な理由のうち、「⑨福祉医療費現物給付化影響分」などに係る繰入金の減少について説明する。

「⑦特定健康診査無料化等分」～「⑨福祉医療費現物給付化影響分」は一般会計からの法定外繰入金だが、このうち、赤字決算を補填する目的・意味合いを有するものだと国から指摘されているものが長崎市の場合、「⑧条例減免分」に係る繰入金の一部と、「⑨福祉医療費現物給付化影響分」に係る繰入金の一部とされている。

国はこれら赤字決算補填目的の繰入を削減することを目指しており、それに伴い長崎市も令和8年度までに赤字決算補填目的の繰入を削減・解消するとして計画書を国に提出しており、その計画に従って、令和7年度まで段階的に削減してきた。この削減計画で、令和8年度以降は、一般会計からの赤字決算補填目的の繰入れができなくなるため、主にその影響により、⑧の「条例減免分」が2,119万9千円、⑨の「福祉医療費現物給付化影響分」が1億1,861万5千円、それぞれ令和7年度と比較して減少している。

なお、「⑤出産育児一時金分繰入金」の皆減については、後期高齢者医療保険制度が出産育児一時金に係る費用の一部を支援するという仕組みが令和8年度から本格的に導入されることに伴い、国が定める繰出・繰入基準からこの繰入金制度自体が削除、廃止されたものである。

歳入合計について、令和8年度は484億6,055万4千円となり、前年度比15億6,857万円の減となる。

続いて、歳出予算について説明する。

まず「第1款 総務費」だが、これは一般事務や国保税の賦課徴収に係る経費、会計年度任用職員など臨時的雇用職員の人件費、その他事務費的経費である。

次に、「第2款 保険給付費」だが、令和8年度は359億8,448万5千円で、前年度比11億8,791万3千円の減となっている。

減少の理由は、令和8年度診療報酬が全体で近年類を見ない2.2%のプラス改定となると国から発表されているため、保険給付費の動向には一層の注意が必要と感じている。

続いて、「第3款 国民健康保険事業費納付金」だが、令和8年度は116億2,069万6千円で、前年度比2億8,408万4千円の減となっている。

これは県に収める納付金であり、長崎県全体の保険給付費等の額が算定の基礎額となる。

次に「第4款 保健事業費」だが、令和8年度は3億8,952万6千円で、前年度比5,431万1千円の減となっている。

減の主な要素について、まず「ア 特定健康診査等事業費」の「①特定健康診査費」が3,527万7千円の減となっている。これは、特定健診の受診者数の減等に伴い、医療機関に支払う健診委託料が減少すると見込んだものである。次に、「①保健衛生普及費」が1,435万4千円の減となっている。これは、医療費通知の発送件数の減に

伴う郵送料及び手数料が前年度比 1,417 万 8 千円の減となったこと等によるものである。

令和 8 年度は歳出合計で歳入と同額の 484 億 6,055 万 4 千円、前年度比 15 億 6,857 万円 の減となる。

続いて、「6 令和 8 年度長崎市国民健康保険事業について」、保険給付事業として、(ア)の療養給付費以下、国保が実施している給付事業を記載しているので、参照いただきたい。

次には、国保事業の運営の安定化を図るための事業を記載しているが、安定的に国保事業を運営するためには、「(ア) 国保税の収納対策事業」の他、のちほど説明する「保健事業」や「医療費適正化事業」が必須となっている。

まず、「(ア) 国保税の収納対策事業」として、a～i まで、滞納者への納付勧奨などを着実に積み重ねながら、多様な納付方法を提供することで、確実な納付につなげていきたい。

続いて、「(イ) 保健事業」について、特定健診・特定保健指導の受診率や実施率を向上させることを第一に力を入れながら、資料に記載している様々な事業を実施することで、被保険者の健康づくりや生活習慣病の重症化の予防に、引き続き取り組んでいきたい。

「a 特定健康診査等事業費」についてだが、特定健診の受診率は少しずつ上昇傾向にある。

また、特定保健指導の受診率ですが、令和 4 年度から保健指導に当たる職員を 1 名増員したこと等により令和 5 年度から大幅に率が上昇している。

なお、この事業に係る予算 2 億 5,091 万 1 千円の大半は、特定健診や特定保健指導を実施した医療機関へ支払う委託料となっている。

次の「b 特定健康診査等受診率向上対策事業費」について、事業概要は受診勧奨や受診の啓発を図る事業である。

この事業概要のうち「ICTを活用した受診勧奨通知事業」とは、対象となる被保険者の過去の受診履歴や通院履歴などを基に人工知能を使って分析し、より受診を促すような勧奨通知を送付し、1 人でも多くの被保険者を特定健診へ導くというものである。

県内 21 市町において、ほぼすべての市町がこの事業を実施しており、令和 3 年度の事業開始以降、令和 6 年度までに県全体で 7%、本市においても 7.7%、受診率が向上しており、この事業を継続することは効果があると判断しているところである。

その他の保健事業として、人間ドック等への助成事業や糖尿病性腎臓病重症化予防事業などに引き続き取り組んでいく。

なお、「e 糖尿病性腎臓病重症化予防事業」においては、専門医 5 名の方々による

症例検討会を年3回開催し、特定健診の結果から特に重症化するリスクが高いと思われる症例を毎年50件前後検証し、保健指導につなげる、という事業を実施している。

続いて「(ウ) 医療費適正化事業」について、資料記載の事業を実施し、医療の適正受診と医療費の適正化に努めている。

主な事業として、「a レセプト資格・内容点検事業」についてだが、レセプトとは医療機関等から提出される診療報酬明細書のことで、それに係る点検業務について、最初の一次点検を長崎県国保連合会が実施し、さらに二次点検を長崎市が外部の専門業者に委託して実施している。

その効果として、医療機関へのレセプトの返却・返戻など、過誤請求を是正することなどにより、資料記載のと通りの医療費削減の効果が上がっている。

その他、b、重複多受診者を保健師が訪問指導し、医療の適正受診を促す事業や、d、向精神薬の重複処方の改善を促し健康被害から被保険者を守ると同時に医療の適正受診へ導く事業などを引き続き実施していくことで、国保財政運営の健全化に努めてまいりたい。

なお、それぞれの事業概要や実施状況については資料を参照いただきたい。

引き続き、直営診療施設勘定について説明する。

「2 直営診療施設勘定に係る令和8年度予算(案)」の直営診療施設勘定については、伊王島国民健康保険診療所と高島国民健康保険診療所の予算である。

両診療所を合わせた、歳入歳出総額は、それぞれ2億254万3千円である。

歳入歳出の主なものを説明する。

まず、歳入であるが、第1款 診療収入 第1項 外来収入は、4,540万2千円を計上しており、これは診察代や薬代などの収入である。第5款 繰入金のうち、他会計繰入金は、赤字補填のための一般会計からの繰入金8,159万2千円、事業勘定繰入金は、国民健康保険調整交付金3,736万7千円である。

次に歳出であるが、第1款 総務費 第1項 施設管理費 第1目 一般管理費は、1億5,097万8千円を計上しており、これは職員給与費や施設の維持管理費である。第2款 医業費は、薬や医療機器の購入費用であり、4,311万2千円である。

【質疑】

(委員) 歳入の第1款、国民健康保険税の滞納繰越分について、滞納率は中核市においてどのくらいの位置にいるのか。また、いろいろな対策を行っているが、今どのような状況なのかを教えてください。

(事務局) 徴収率の中核市の中での状況は、国保税についての正しい数字は持ち合わせていないが、62中核市のうちで中位であったと記憶している。

(委員) 説明の中で、長崎市単体の情報であると、どの位置か分かりにくい。説明の

時に付け加えていただければ分かりやすくなると思うので、よろしくお願ひしたい。

(事務局) 令和5年度になるが、滞納繰越分でいうと中核市62市のうち、長崎市は15番目に高い収納率であった。ただ、長崎市の現年課税分が中位よりも少し下の収納率であるため、現年課税分と滞納繰越分を合わせると、ちょうど中位になり、62市中31位となっている。

(委員) 特定健診の受診率について、令和6年度で36.1%となっており、6割強の方々はまだ受診されていないが、このあたりの分析をしているのか。

(事務局) 現在、人工知能を活用した受診勧奨事業を実施しているが、その中で受託事業者の中で分析をしているものがある。長崎市の場合、一番目立つのは、病院にかかっていることでもう健診に行かなくてもいいという考えの方が、同じ規模の都市と比較しても率が高いことが挙げられる。その方々にどのように健診への意識を向けさせるかということが重要となってくる。また、もう一つの要因としては、過去1年毎に受診していた方が、受診しなくなっているという状況がある。こういった方々を再び健診に目を向けていただくことが重要と考えている。そういった方々は、一度目が向けば毎年もしくは隔年でも継続して受診していただける方が多いため、そのあたりの掘り起こしを今後行っていきたいと考えている。

(委員) 病院にかかっていることで受診しないという理由は予想していたが、「予防」が国保の負担を軽くする一つ的手段だと考えるので、今後とも継続して施策を行っていただきたい。

(2) 報告事項

①令和7年度長崎市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)について

(事務局説明要旨)

本件は、令和7年11月市議会定例会へ提案、上程し、議決された国保特別会計に係る補正予算についての報告である。

この補正予算は、国保特別会計の事業勘定及び直営診療施設勘定、それぞれに係るもので、一般職の職員及び会計年度任用職員の給与改定に伴うものである。

事業勘定の方から説明する。

歳入歳出予算を、それぞれ220万1千円増額補正し、歳入歳出予算総額を502億7,794万6千円としたものである。

会計年度任用職員の内訳は、資料を参照いただきたい。

次に歳入の、第6款・第1項・第1目「一般会計繰入金」の補正額202万1千円についてだが、今回は給与改定に伴う人件費の増額であるので、国が定める繰出し・繰

入れ基準に従い、すべて一般会計からの繰入金を財源として充てるものである。

引き続き、直営診療施設勘定について説明する。

伊王島国民健康保険診療所及び高島国民健康保険診療所に係るものである。

歳入及び歳出の補正額は、伊王島国民健康保険診療所及び高島国民健康保険診療所を合わせた歳入歳出を、それぞれ 239 万 7 千円増額補正し、歳入歳出予算総額を 1 億 8,456 万 9 千円にしたものである。

補正予算の内容については、職員の給与改定に伴い、歳出において総務費を 239 万 7 千円、内訳としては、伊王島国民健康保険診療所で 113 万 6 千円、高島国民健康保険診療所で 126 万 1 千円を増額し、歳入において一般会計繰入金を同額増額したものである。

【質疑】

(委 員) 事業勘定の方は人数の内訳を記載しているが、直診勘定も金額だけでなく、人数の内訳を説明されてはどうか。

(事務局) 伊王島の診療所については、正規の職員の医師が 1 名と会計年度任用職員が 4 名の計 5 名である。高島の診療所は、正規の医師が 1 名と正規の看護師が 3 名と会計年度任用職員が 1 名の計 5 名である。

②今後予定されている制度改正について

(事務局説明要旨)

これは今後予定されている制度改正で、今、法令の改正をはじめ、制度や手続きについて国において作業が進んでいる項目を報告するものである。

国民健康保険に係る今後予定されている制度改正について、まずは「(1) 子ども・子育て支援金制度の創設に係る国民健康保険の賦課・徴収について」説明する。

「ア 制度概要」であるが、こども未来戦略の一端として令和 8 年度から「子ども・子育て支援金制度」が創設されることとなっているが、国はこの財源を確保するため、図に示したとおりの仕組みを構築した。これにより、医療保険者である長崎市は、長崎市国民健康保険の被保険者から現行の保険税と併せて「子ども・子育て支援金」を徴収し、それを「子ども・子育て支援納付金」として国へ納めることとなる。

このことについて、国の基本的な考えは、まず①、新しい分かれ合い・連帯の仕組みとして、医療保険料の賦課徴収の仕組みを利用して全世代・全経済主体に令和 8 年度から拠出いただくこと、それから、②、歳出改革による負担軽減とセットで子ども・子育て支援金制度を構築することで、支援金制度の創設により社会保障負担率が上昇しないようにすること、である。

次に「(2) 子ども・子育て支援金の賦課・徴収」について、子ども・子育て支援金

制度導入後における長崎市国民健康保険税の賦課総額のイメージを記載しているので参照されたい。

現行の保険税は基礎課税額を含め3つの種別から構成されているが、新たに4つ目として「子ども・子育て支援納付金課税額」が加わることとなる。

次に「ア 主な改正点など」であるが、まず、(ア)、低所得者に対する軽減措置や課税限度額を設ける措置といった現行制度に適用されている措置について、これに準じる形で子ども・子育て支援納付金課税額に対しても実施すること、次に、(イ)、国民健康保険については、18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までの子ども、いわゆる高校生世代までの子どもで（これ以降、18歳未満の被保険者という）、この子どもたちに関しては、子ども・子育て支援納付金課税額に係る均等割額につき全額10割軽減措置を講じること、となる。

また、(ウ)、保険税の税率等については、国から示される「子ども子育て支援金を納付するために必要な保険税徴収額」を基に長崎県が県内21市町に対してそれぞれ算出した税率等を用いることとしている。

続いて、「イ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る均等割額の考え方について」、厚生労働省作成のイメージ図を掲載しているので参照いただきたい。

(ア)、「18歳未満の被保険者」に係る「子ども・子育て支援納付金課税額」の均等割額については、まず、低所得世帯に係る軽減措置や未就学児に係る均等割5割軽減など別途定められた軽減措置を講じた上で残った残額に対して全額10割軽減する。そして、(イ)のとおり、(ア)で講じられた10割軽減額に相当する額を18歳以上の被保険者で按分して負担する、という仕組みになっている。

つまり、18歳以上の被保険者にとっては、この「子ども・子育て支援納付金課税額」に関してのみ、均等割額に合わせて「18歳以上均等割額」が加算される、ということになる。

次に「ウ 子ども子育て支援金に関する試算について」、こども家庭庁が示している資料を記載しておりますので、参照いただきたい。

「(エ) 施行日」については、令和8年4月1日である。

なお、本改正に関わらず、現行の税率等について改定はしない。

続いて「2 国民健康保険税の課税限度額の見直し」について説明する。

国民健康保険税は地方税法施行令により最高限度額が定められており、長崎市においては法の趣旨を尊重し、施行令に定める額をこれまで限度額として設定してきた。

全体的に一人当たりが負担する医療費が増大している中、高所得者世帯の国保税課税限度額を引き上げることで、低所得者世帯と異なり何ら国保税の軽減措置が無い中間所得者世帯にのしかかっている負担を少しでも抑えるべく、国は、課税限度額を毎年度見直している。今回の改正内容や施行日などは資料を参照いただきたい。

続いて「3 低所得者に係る国民健康保険税の軽減判定所得の見直し」について説明する。

消費者物価など経済動向等を踏まえ、低所得者に係る国保税軽減措置のうち、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯を判定するための「軽減判定所得額」の引き上げを行うことで、軽減対象の枠を拡大するものである。

改正の内容や施行日などは資料を参照いただきたい。

これらの制度改正に伴い、条例も改正しなければならないが、根拠となる地方税法施行令の改正が3月中になされるため、2月市議会への議案提出には間に合わず、したがって、3月下旬で市長の専決処分、つまり議会で審議し議決する前に市長の権限において先んじて条例などを改正し、4月1日から運用を開始した後、6月の市議会においてその旨議会へ正式に報告する、といった手順になる。

なお、当該条例改正に係るこの協議会への報告は、次の開催の際に行なうことになる。

【質疑】 なし

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

令和 年 月 日

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____